

「Go!Go!くつつき隊」応援事業実施要領

1 趣旨

この事業は、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を目指し、親子がふれあいを深める機会づくりを応援するとともに、県民、事業者、行政が一体となって子育て家庭を応援する社会的気運を醸成することを目的とする「Go!Go!くつつき隊」応援事業を実施するために必要な事項を定める。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て家庭等 徳島県内に在住する妊婦及び18歳未満の子どものいる世帯をいう（「くつつき隊」と称する。）。
- (2) 協賛事業者 この事業の趣旨に賛同し、子育て家庭等に対する優待サービスを提供する店舗又は施設等を営む事業者をいう（「くつつき隊応援し隊」と称する。）。
- (3) パスポート 子育て家庭等が、事業者から優待サービスを受ける際に提示する、図柄1に定めるとくしま子育て支援パスポートカード又は徳島県はぐくみ支援ポータルサイトとくしまはぐくみネット（以下「はぐくみネット」という。）からパソコンでダウンロードし印刷したもの、携帯電話にダウンロードされた画面表示をいう（「くつつき虫」と称する。）。
- (4) 協賛ステッカー 協賛事業者であることを示すため、協賛事業者が利用者の目にとまりやすい場所に掲示する、図柄2に定めるステッカーをいう。
- (5) 優待サービス 協賛事業者が提供する妊婦及び子育て家庭等の負担の軽減や子育て支援につながる各種のサービスをいう。

3 実施主体

徳島県（以下「県」という。）

4 事業内容

この事業は、次のとおり実施する。

- (1) 県は、子育て家庭等に対しパスポートを提供する。また、事業者に対し協賛の募集を行うとともに、申し込みにより事業者を登録する。
- (2) 子育て家庭等は、優待サービスを受けようとするときは、事業者を利用する際にパスポートを提示する。
- (3) 協賛事業者は、パスポートを提示した子育て家庭等に対し、優待サービスを提供する。

5 パスポートの交付対象

徳島県内に在住の妊婦及び18歳未満の子どものいる世帯とする。

6 子育て家庭等の確認方法等

協賛事業者が優待サービスを提供する場合、子育て家庭等であるか否かの確認は、次の次号に掲げるいずれかの方法で行うものとする。

- (1) 優待サービスの提供にあたっては、利用者が子ども連れであることの見視による確認又は利用者は子ども連れでない場合、子育て家庭等に過度の負担をかけないよう配慮した上で、協賛事業者において独自に定める方法による確認を行うことができるものとする。
- (2) 優待サービスの提供にあたっては、提示を受けたパスポートによる確認を行うものとする。

7 協賛事業者の取組み

協賛事業者は、店舗等において、次に掲げる取組みを一つ以上実施するものとする。

- (1) 子育て家庭等が経済的に優遇される特典や割引の実施

- (2) 子育て家庭等が利用しやすい設備や備品の提供
- (3) 子育て家庭等の子育て支援に寄与するサービスの提供
- (4) その他子育て支援に関する取組

8 協賛事業者の登録等

- (1) 協賛の申し込み
協賛を希望する事業者は、協賛申込書（様式第1号）により、県に申し込むものとする。
- (2) 協賛の登録
県は、前項に規定する申し込みを受けたときは、申し込み内容の審査を行い、適当と認める場合は、協賛事業者として登録し、協賛ステッカーを配布するとともにはぐみネットへ協賛事業者の情報を掲載するものとする。
- (3) 協賛事業者の欠格事由
次の各号のいずれかに該当するものは、協賛事業者として登録を受けることができない。
 - ア 宗教活動を主とするもの
 - イ 政治活動を主とするもの
 - ウ 暴力団関係に類するもの
 - エ 法令その他公序良俗に反するもの
 - オ 専ら大人を対象とした娯楽施設等であるもの
 - カ その他、本事業の趣旨に照らし、適当でないと認めるもの
- (4) 協賛の表示
協賛事業者は、利用者の目にとまりやすい場所に、協賛ステッカーを掲示するものとする。

9 登録内容の変更

協賛事業者は、登録内容を変更、又は協賛を中止する場合は、協賛変更（中止）届（様式第2号）により、あらかじめ県に届け出るものとする。

10 協賛登録の取消し

県は、協賛事業者からの申し込み内容が事実と異なる場合、又は欠格事由に該当する場合は、登録を取消しすることができるものとする。

11 優待サービスの内容

- (1) サービスの設定 協賛事業者は、優待サービスの内容を任意に設定することができるとともに、優待サービスの提供に必要な場合には、その内容に条件又は制限を設けることができる。
- (2) サービスの利用方法 協賛事業者は、優待サービスの種類などにより、サービスを利用するためのパスポートの提示を不要とすることができる。

12 情報提供

県は、事業内容、協賛事業者の一覧、各種問い合わせ等、この事業に関する情報について、はぐみネットへ掲載等を行うことにより、県民への普及浸透に努める。

13 個人情報の管理

本事業の事務を遂行する過程で得られた個人情報は、次の号に該当する場合以外に利用してはならない。

- (1) 本事業の効果測定又は事業内容を改善するために行うアンケート等の調査。

14 全国共通展開への参加

県は、本事業の目的を達成するため、子育て応援パスポートの全国共通展開に参加し本事業と同趣旨で実施されている他自治体の事業との連携を図る。

- (1) 利用方法

ア 徳島県内に在住の子育て家庭等が他県で優待サービスを受ける場合、各県において登録された協賛事業所で優待サービスを受けるにあたり、「全国共通展開ロゴマーク」（図柄3）が入ったパスポートを提示する。

イ 他県に在住の子育て家庭等が徳島県で優待サービスを受ける場合、全国共通展開ロゴマーク入りのカード（パスポート）を提示する。

15 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年8月26日から施行する。

附 則

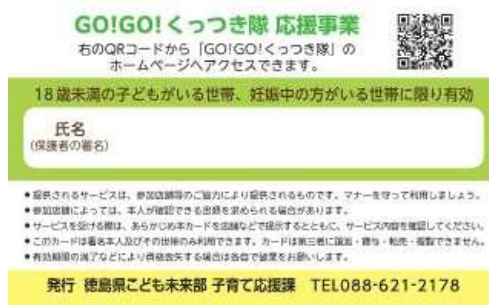
この要領は、令和8年9月17日から施行する。

図柄 1
パスポート
カード (85mm×54mm)

(表面)



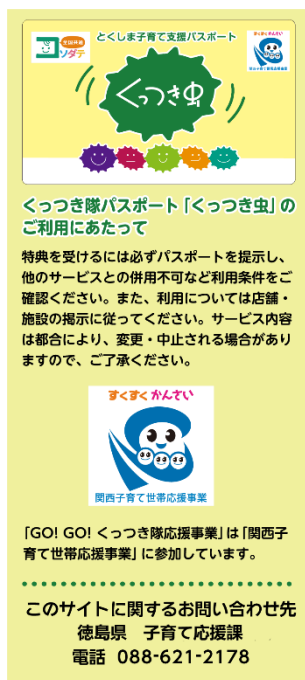
(裏面)



パソコンからダウンロードし印刷したパスポート



携帯電話画面表示



図柄2
協賛ステッカー



図柄3
全国共通展開ロゴマーク

